

# 重要事項説明書

## 1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会
事業所名称	山県市社協訪問入浴事業所
主たる事業所の所在地	岐阜県山県市岩佐1177番地1
指定事業所番号	2170800201
連絡先	電話 0581-52-3010 FAX 0581-52-2941
代表者氏名	会長 丹羽英之
管理者	若園 都美
事業所の運営方針	心身の特性を踏まえて、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者様の身体の清潔保持及び心身機能の維持・向上を図れるよう入浴援助を行う。
開設年月日	平成15年4月1日
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 平成27年4月1日指定 事業所番号 2170800193

## 2 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	山県市全域、岐阜市の一部（栗野、太郎丸）、関市武芸川町の一部（谷口、宇多院）
営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日は休み）
営業時間	午前9時～午後6時

## 3 利用料金（介護保険利用者の自己負担額）サービス費用の1割又は2割です。

※自己負担2割の場合は、下記金額の2倍になります。

<訪問入浴>要介護1～5の方

訪問入浴単位区分	利用料金	職員体制
訪問入浴	1,250円	看護師1名と介護職員2名
	1,188円	介護職員3名
清拭・部分浴	875円	看護師1名と介護職員2名
	832円	介護職員3名

※介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数の5.8%

<予防訪問入浴>要支援1、2の方

訪問入浴単位区分	利用料金	職員体制
予防訪問入浴	845円	看護師1名と介護職員1名
	803円	介護職員2名
清拭・部分浴	592円	看護師1名と介護職員1名
	562円	介護職員2名

※介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数の5.8%

#### 4 キャンセル料

当日	利用料金（自己負担額相当分）をいただきます。
前日以前	無料

※ ただし、利用者様の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

#### 5 利用料の支払方法

ご利用月の翌月27日に指定された金融機関より引き落としを行います。

#### 6 交通費実費

利用者様の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、次の額を徴収します。

片道概ね5キロメートル未満の場合 無料

片道概ね5キロメートル超の場合 850円+ガソリン代相当

#### 7 個人情報使用

事業者は、サービス担当者会議等において、個人情報の提供を必要最小限とし、関係者以外の者へは漏らしません。

利用者様からお預かりした個人情報（住所、氏名、電話番号、生年月日等、特定の個人を識別できる情報）は、プライバシーポリシーに基づき厳密に管理・運用いたします。

また、利用者様の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者様の負担となります。）

個人情報に関する質問、お問い合わせは、下記窓口までにご連絡ください。

<個人情報に関する窓口>

電話番号 0581-52-3010

F A X 0581-52-2941

e-mail ref@y-shakyo.or.jp

社会福祉法人山口市社会福祉協議会



## 10 職員等の員数、勤務体制

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1	0	管理業務等（介護職員兼務）
2. 介護職員	1	6	入浴業務
介護福祉士	1	5	
ホームヘルパー2級	0	1	
3. 看護職員	0	2	看護業務

### 11 事故発生時および緊急時の対応

万が一、不慮の事故が発生した場合やご利用者の病状の急変等、緊急性を要する事態が発生した場合には、主治医に連絡し指示を仰ぎ、また家族等に直ちに連絡し必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、本会加入の損害賠償保険（年度単位で加入）等により速やかに賠償いたします。

なお、事故の発生について、ご利用者や家族に故意又は過失が認められ、ご利用者の置かれた心身の状況等も考慮して減額するのが相当と認められた場合には、本会の損害賠償責任を減じるものとします。

平成 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 若園都美

説明者職名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(代筆者・代理人)